

厚岸町規則第4号

厚岸町道路運送車両臨時運行許可取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月12日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町道路運送車両臨時運行許可取扱規則の一部を改正する規則

厚岸町道路運送車両臨時運行許可取扱規則（平成5年厚岸町規則第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「道路運送車両」を「自動車」に改める。

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、自動車の臨時運行の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時運行許可の申請）

第2条 法第34条第1項の規定による臨時運行の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長に自動車臨時運行許可申請書（別記様式第1号）を提出し、かつ、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

2 町長は、申請者に対し、必要があると認めるときは、次に掲げる書類の提示又は提出を求めることができる。

- (1) 自動車運転免許証
- (2) 自動車検査証
- (3) 申請者の住所又は居所を証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 3 町長は、申請者が町外居住者である場合は、町内に住所を有する者のうちから保証人を定めさせることができる。

(臨時運行の許可)

第3条 町長は、前条の申請があったときは、法第35条第1項の許可基準に適合すると認めるものについて、運行経路等を考慮して5日を超えない範囲内において有効期間を付して許可を決定するものとする。ただし、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ないと町長が認める場合は、5日を超えて有効期間を付することができる。

- 2 町長は、前項の許可を決定したときは、臨時運行許可証（施行規則第2号様式）を交付し、かつ、臨時運行許可番号標（施行規則第3号様式）を貸与しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、同項の有効期間が満了したときは、その日から5日以内に、町長に臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を返納しなければならない。

第4条を削る。

第5条の見出し中「臨時許可証」を「臨時運行許可」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「臨時運行の許可を受けようとする者」を「申請者」に、「証明等手数料規則（昭和52年規則第4号）」を「、厚岸町手数料条例（平成12年厚岸町条例第19号）」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第2条第1項の規定による申請人」を「申請者」に、「国及び地方公共団体又は国及び地方公共団体の機関である場合」を「厚岸町手数料条例第4条第1項又は第4項に該当するとき」に、「前条の臨時運行許可手数料」を「同条の規定により前条の手数料」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(交付簿)

第7条 町長は、自動車臨時運行許可交付簿（別記様式第2号）を作成し、これを保管しなければならない。

第8条を次のように改める。

(臨時運行許可証等の破損等)

第8条 第3条第1項の許可を受けた者が臨時運行許可証又は臨時運行許可番号標を破損し、若しくは紛失した場合は、その状況等を記載した書類及び町長が必要と認める書類を速やかに町長に届け出なければならない。

2 臨時運行許可番号標を破損し、又は紛失した者は、その実費を弁償しなければならない。

別記様式を別記様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号(第7条関係)

自動車臨時運行許可交付簿

総務課長	総務係長	スタッフ	許可年月日	許可番号	件名	件数	調定額	申請者氏名	貸与番号標番号	返納年月日	備考

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の厚岸町道路運送車両臨時運行許可取扱規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。